

グリーン購入法に基づく「環境物品等の調達に関する基本方針」の見直し(案)に対する意見の内訳

意見分類		対応方針	件数
			合計
			54
画像機器等			6
コピー機等	複写機(単体)は出荷台数が少ないため、分類を“複合機等”に改めるべき。	国等の機関において調達実績があることから、原文のとおりとします。なお、ご指摘の内容については、今後見直しを実施する場合に参考とさせていただきます。	1
	複写機(単体)は出荷台数が少ないため、複写機の基準は削除するべき。	国等の機関において調達実績があることから、原文のとおりとします。なお、ご指摘の内容については、今後見直しを実施する場合に参考とさせていただきます。	1
	アナログ式の複写機や、単機能のデジタル複写機はもはや生産していないため、それらに関する記載は除去するべき。	今後適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。	1
	リユースに配慮した機器の省エネ基準が古く、適正な水準ではない。	「再生型機」「部品リユース機」というリユースに配慮した機器であることを評価しているため、原文のとおりとします。	1
	リユースに配慮した機器の購入が少ないのであれば、購入促進策を実施するか基準を削除を検討すべき。	リユースに配慮した機器の導入促進を図る観点から判断の基準等を設定していることから、原文のとおりとします。	1
プリンタ等	インクジェット方式以外の複写機能及びプリント機能を有する複合機は、5-1「コピー機等」、5-2「プリンタ等」の双方に該当するため不適切である。	コピー機をベースとした複合機はコピー機等に、プリンタをベースとした複合機はプリンタ等に分類されるという整理になります。それぞれに該当する製品については手引き等で解説する予定となっているため、原文のとおりとします。	1
電子計算機等			3
電子計算機	サーバー型電子計算機については、備考1の「複合理論性能が1秒につき20万メガ演算以上のものを現行のとおり除外対象機器として残すべき。	ご意見を踏まえ、サーバー型電子計算機については、現行のとおり除外対象とします。	1
	判断の基準 イのオフモード消費電力に係る基準は小型サーバに限定すべき。	判断の基準 アのエネルギー基準達成率に係る基準又はイのオフモード消費電力に係る基準のいずれかを満たすこととしており、小型サーバに限定する必要はないため、原文のとおりとします。	1
	判断の基準 アのエネルギー基準達成率に係る基準は、最初は150とし、段階的に180に引き上げるべき。	エネルギー基準達成率180以上の製品が市場に十分供給されていることから、原文のとおりとします。	1
オフィス機器等			1
シュレッダー	国内シュレッダーは輸出を行っていないため、海外規制の0.5W以下には対応不可である。1.5W以下又は2W以下に基準値の変更を要望する。	ご意見を踏まえ、待機時消費電力に係る判断の基準の見直しを行います。	
照明			2
蛍光灯	蛍光灯の管径の基準を32.5(±1.5)mm以下から38.0(±1.5)mmに変更してほしい。	今後適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。	1
LED照明器具	固有エネルギー消費効率について、ダウンライト85lm/W以上、高天井100lm/W、演色性はダウンライト(昼光色・昼白色・白色)、高天井用照明器具においてはRaが70以上とする緩和規定を設けるべき。(製品の定義はJIS Z 8113照明用語に準ずる)。	ご意見を踏まえ、ダウンライト及び高天井器具の固有エネルギー消費効率及び平均演色評価数の見直しを行います。	1
公共工事			42
型枠	合法性木材を使用した型枠を特定調達品目に追加すべき。	ご意見を参考とさせて頂きました。なお、検討の結果、「合板型枠」を特定調達品目に追加することとします。	37
資材	我が国では本年よりビーズ法ポリスチレンフォームに難燃性を付与するための難燃剤(HBCD)の製造、使用が禁止されたことから、ビーズ法ポリスチレンフォームを使用している資材を品目に追加し、HBCDを含有しないことを明記すべき。	今後適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。	1
断熱材	断熱材の判断の基準に「ビーズ法ポリスチレンフォームにあっては難燃剤としてHBCDを含有しないこと、かつ使用されている難燃剤の水溶性性、生態蓄積性が低いこと。」を追加すべき。	今後適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。	1
発泡プラスチック系床下地	発泡プラスチック系床下地を特定調達品目に追加すべき。	今後適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。	1
発泡プラスチック系軽量盛り土	発泡プラスチック系軽量盛土材を特定調達品目に追加すべき。	今後適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。	1
発泡プラスチック系軽量かさ上げ材	発泡プラスチック系軽量かさ上げ材を特定調達品目に追加すべき。	今後適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。	1